

平成 19 年 3 月 1 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 5 号  
株式会社ガイアックス  
代表執行役社長 上田 祐司  
(コード番号：3775 名証セントレックス)  
(連絡先) 執行役財務部長 小高 奈皇光  
TEL 03-5464-0376 (直通)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により当社取締役、執行役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員に対して特に有利な条件で新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成19年3月29日開催予定の当社第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社取締役、執行役及び従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当を受けるもの

当社の取締役、執行役及び従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 300 株を上限とする。

なお、当社第 9 回定時株主総会終了以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者に付与される 1 個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 新株予約権の総数

300 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 1 株とする)

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払い込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される 1 株あたりの財産の価額(以下「払込価額」という。)は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における名古屋証券取引所における当社普通株式取引終値の平均値に 1.50 を乗じた金額若しくは 300,000 円のどちらか高い金額とする。

なお、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使によるものを除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行日より、2 年超から 4 年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定いたします。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 権利行使については、権利行使の時点において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位にあること。ただし、新株予約権の発行日において、当社または当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任している若しくは新株予約権の発行日以降において新たに当社または当社の関係会社の取締役、執行役若しくは監査役に就任した場合で、その任期満了の時まで在任した場合にも、権利行使できるものとする。なお、当社の取締役会若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役により個別の新株予約権の行使条件につき別途決議若しくは決定した場合には、上記に拘らず当該決議が優先するものとする。

- ② 権利者の相続人は、新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の質入は認めないものとする。
- ④ その他については、今後の株主総会および取締役会決議若しくは取締役会の決議による委任を受けた当社執行役による決定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員との間で締結する契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約が締結された場合、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権について無償で取得することができる。

(9) 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.（2）に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記2.（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記2.（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

上記2.（7）に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記2. (8) に準じて決定する。

(10) 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は 会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める資本金の額を減じた額とする。

(12) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

3. 新株予約権の募集事項の決定

会社法238条1項に定める募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

(注) 上記の新株予約権の発行は、平成19年3月29日開催予定の当社第9回定時株主総会において当該議案が承認可決されることを前提としております。

以 上